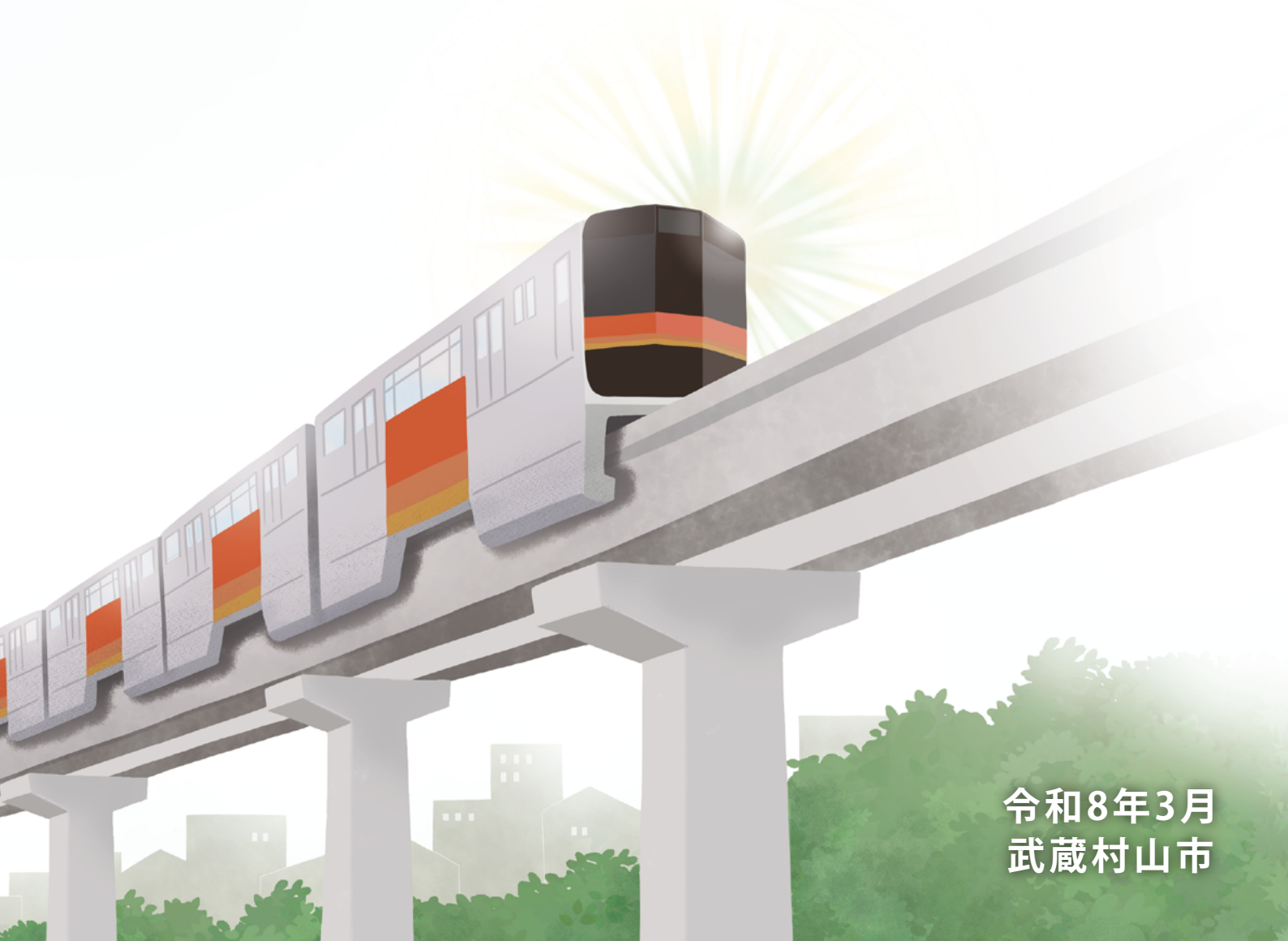


概要版

# 武蔵村山市 第五次長期総合計画 後期基本計画

令和8年度～令和12年度



令和8年3月  
武蔵村山市



# 目次

<b>第1編</b>	<b>総論</b>	<b>1</b>
第1章	計画の概要	1
第2章	計画の背景と課題	2
第3章	まちづくりの目標	11
第4章	市民の意見	15
<b>第2編</b>	<b>後期基本計画</b>	<b>16</b>
序章	施策の体系	16
<b>第1章</b>	<b>市民との協働による地域振興</b>	<b>18</b>
第1節	コミュニティ	
第2節	パートナーシップ	
<b>第2章</b>	<b>健康で明るく暮らせるまちづくり</b>	<b>19</b>
第1節	健康・医療	
第2節	福祉	
第3節	暮らし	
<b>第3章</b>	<b>安全で快適なまちづくり</b>	<b>23</b>
第1節	安全・安心	
第2節	都市基盤	
第3節	地域交通	
<b>第4章</b>	<b>誰もが学び活躍できるまちづくり</b>	<b>26</b>
第1節	人権	
第2節	教育	
第3節	文化	
<b>第5章</b>	<b>地域の特色をいかした自然と調和するまちづくり</b>	<b>28</b>
第1節	産業	
第2節	景観	
第3節	環境	
<b>第6章</b>	<b>計画の推進に向けて</b>	<b>30</b>
第1節	行政運営	
第2節	財政運営	
第3節	広域行政	
<b>第7章</b>	<b>国土強靱化地域計画</b>	<b>31</b>
第1節	国土強靱化地域計画	
<b>第8章</b>	<b>デジタル田園都市構想総合戦略</b>	<b>33</b>
第1節	総合戦略の概要	
第2節	総合戦略	



# 第1編 総論

## 第1章 計画の概要

### 第1節 | 計画策定の趣旨

本市は「第五次長期総合計画（前期基本計画）」を令和3年3月に策定し、将来都市像に掲げた「人と人との絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」の実現に向けて、計画的なまちづくりを推進してきました。

この間、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来やデジタル化への対応など、地域や行政が抱える課題は多岐にわたっており、地方自治体にはより一層の柔軟な対応が求められています。

このような情勢を踏まえ、社会潮流の変化や複雑化・多様化する行政需要に的確に対応し、市民や事業者等との協働によるまちづくりを推進するため、前期基本計画に続き、基本構想の目標年度である令和12年度までの行政運営の目標や基本的な方針、主要施策等を明らかにした後期基本計画を策定しました。

また、目指す方向性の整合性を確保し、一貫性のある行政運営につなげるため、「国土強靱化地域計画」及び「デジタル田園都市構想総合戦略」を一体的に策定しました。

### 第2節 | 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成されます。

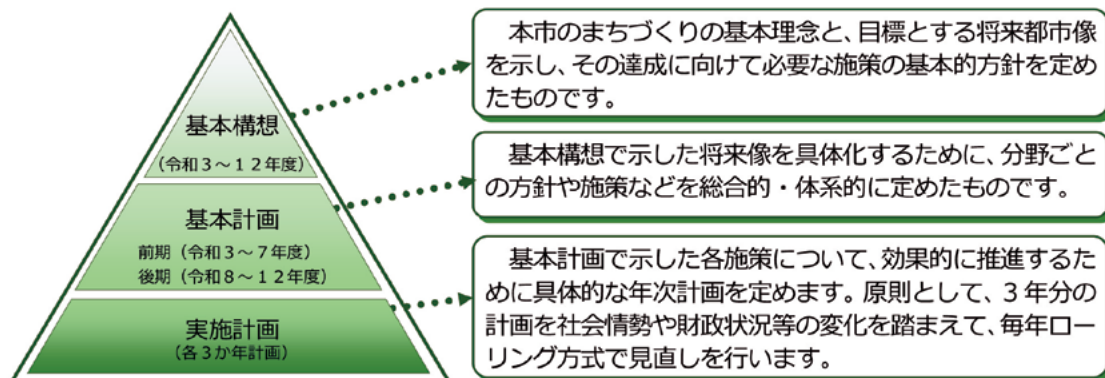


図1 本計画の構成

後期基本計画は、令和8年度から令和12年度までの5か年の計画です。また、実施計画は具体的な3年分の計画を策定し、毎年ローリング方式で見直しを行います。

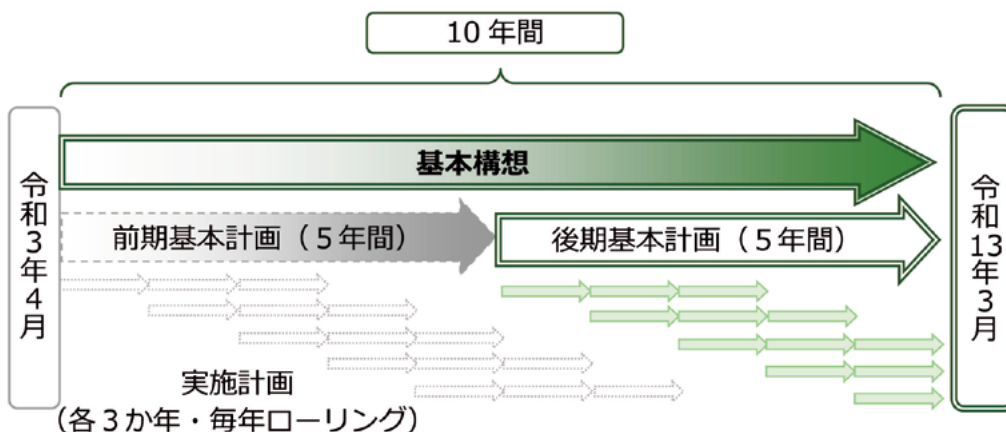


図2 本計画の期間

## 第2章 計画の背景と課題

### 第1節 | 本市の概況

#### 1 位置・地勢

本市は、新宿副都心から約30km西側、東京都のほぼ中央北部に位置し、立川市、東大和市、福生市、瑞穂町及び埼玉県所沢市に隣接しています。

市北部を東西に連なる狭山丘陵には、市内外から多くの人々が訪れている都立野山北・六道山公園や市立野山北公園があります。

狭山丘陵の麓から南には武蔵野台地が広がり、宅地と畑（野菜、茶、果樹園など）がその多くを占めています。

また、瑞穂町の狭山池を源とする多摩川水系の残堀川と本市を源とする荒川水系の空堀川の2本の一級河川が、市の北側から南東に向けて流れています。



図3 武蔵村山市の位置

#### 2 市の沿革

- ・大正6年 中藤村、横田村、三ツ木村、岸村の4村が幾多の変遷を経て、「村山村」となる。
- ・昭和29年 町制施行により、「村山町」となる。
- ・昭和45年 市制施行により、「武蔵村山市」となる。
- ・昭和55年 市制施行10周年 武蔵村山市民憲章を制定
- ・平成2年 市制施行20周年 長野県栄村と姉妹都市提携
- ・平成8年 ふれあいまちづくり宣言
- ・平成12年 市制施行30周年
- ・平成22年 市制施行40周年
- ・平成26年 スポーツ都市宣言
- ・令和2年 市制施行50周年
- ・令和4年 ゼロカーボンシティ宣言
- ・令和7年 多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸に関する都市計画事業の認可を東京都が取得し、事業に着手することが公表されるなど、多摩都市モノレール延伸事業は着実に前進

### 3 人口

本市の人口は、昭和40～45年にかけて、都営村山団地の建設等により急増し、平成7年に一度ピークを迎えました。その後、一旦減少傾向を示した後、平成14年頃から再び増加傾向に転じましたが、令和元年以降は減少傾向にあります。

令和7年10月1日現在の総人口は70,434人で、世帯数は33,370世帯となっています（図4参照）。

（各年10月1日現在）

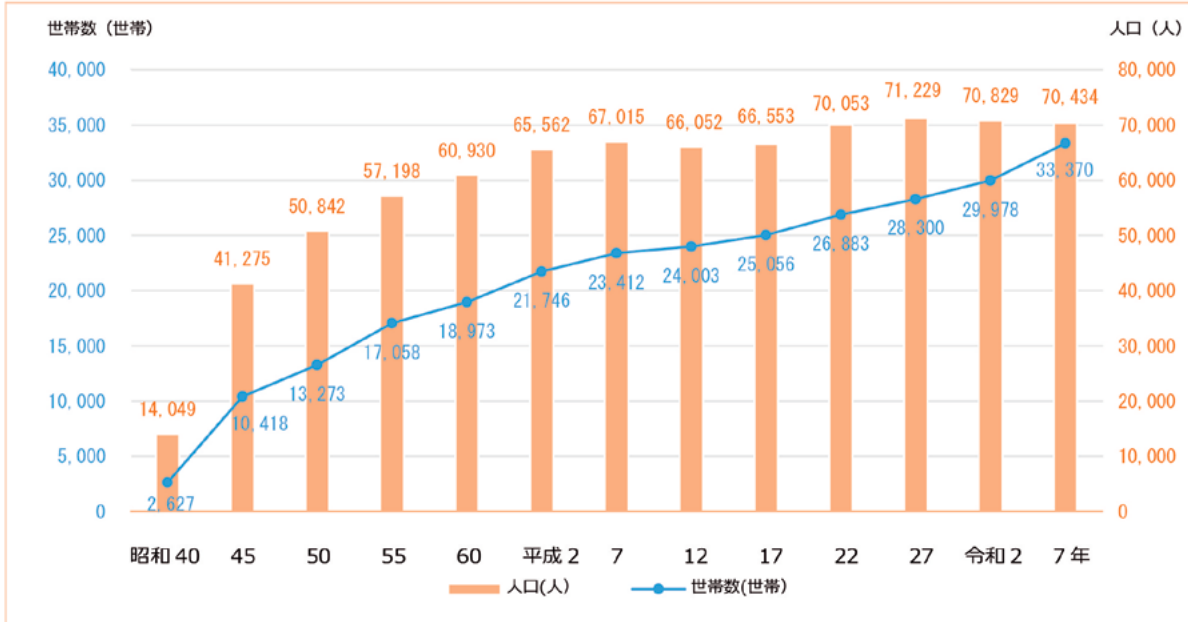


図4 総人口・世帯数の推移

出典 令和2年までは国勢調査、令和7年は住民基本台帳

年齢3区分別人口については、65歳以上の人口（高齢者人口）が増加傾向又は横ばいで推移する一方で、0～14歳の人口（年少人口）は減少傾向を示しています。また、15～64歳の人口（生産年齢人口）については令和4年頃から緩やかな増加傾向を示しています（図5参照）。

年齢3区分別人口の割合としては、生産年齢人口が最も多く約6割、次いで、高齢者人口が約3割、年少人口が約1割となっています（図6参照）。

（各年10月1日現在）

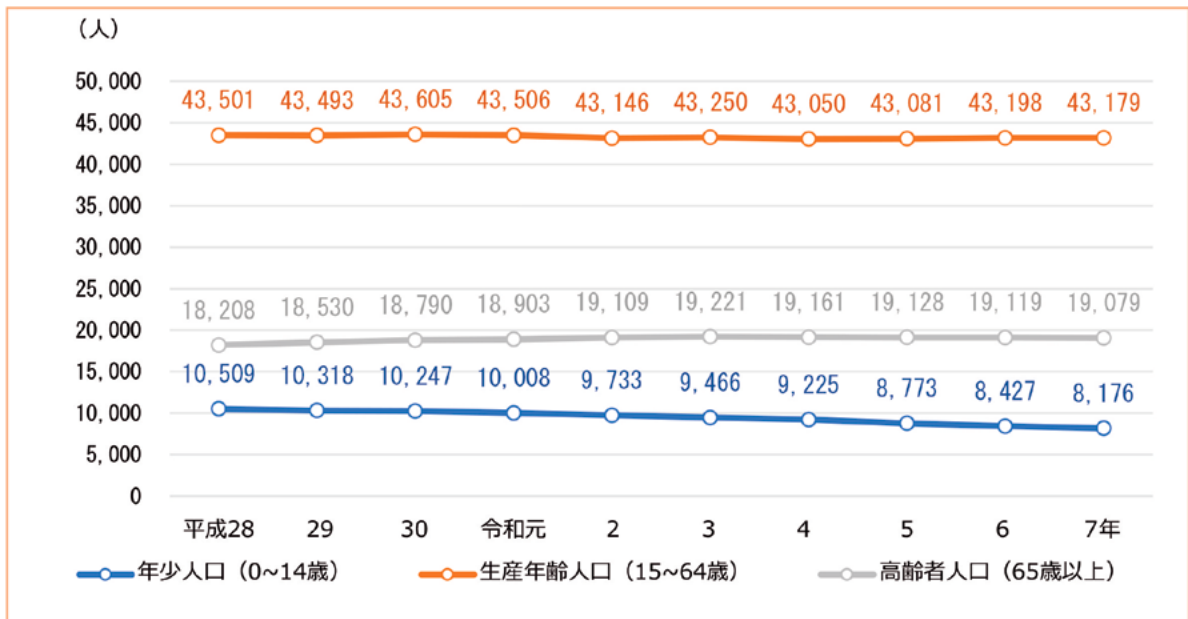


図5 年齢3区分別人口の推移

出典 住民基本台帳

(各年10月1日現在)

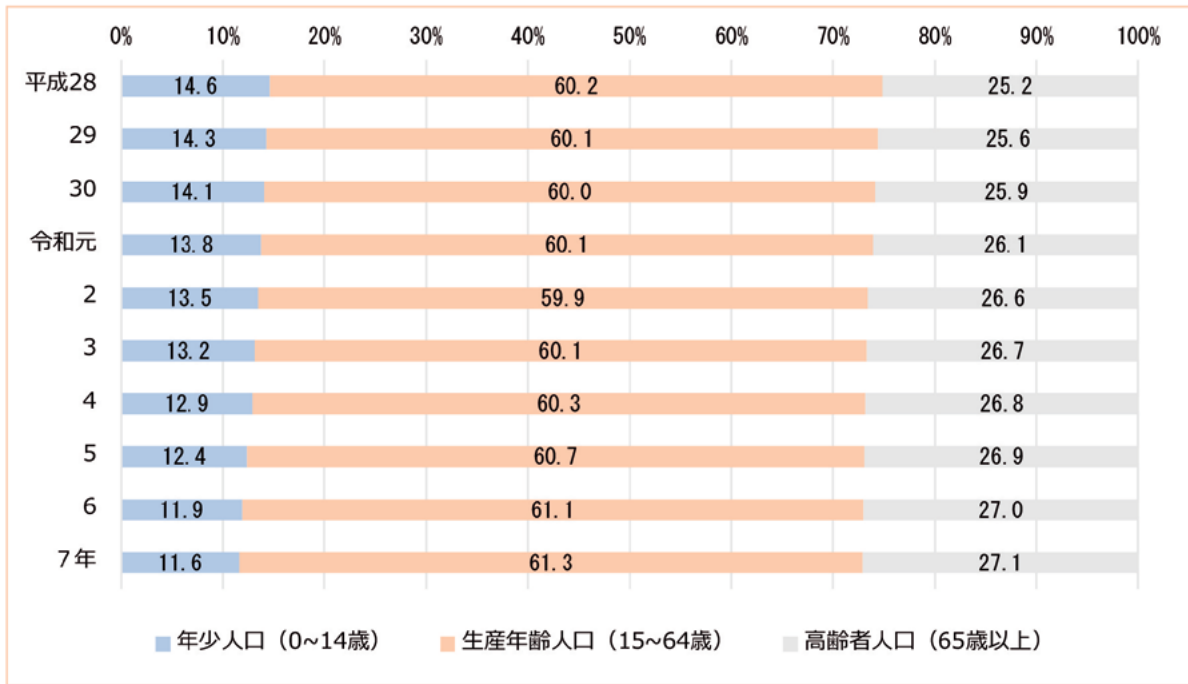


図6 年齢3区分別人口の割合の推移

出典 住民基本台帳

## 第2節 | まちづくりの現状(前期基本計画の到達点)

前期基本計画では、将来都市像「人と人との絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」の実現のため、次の6つの方針を定めて各種施策を展開してきました。

### 1 市民との協働による地域振興

#### ■ コミュニティ

- ・ 協働事業提案制度を活用し、市民活動団体の提案による事業を実施
- ・ 企業や大学と包括連携協定を結び、様々な分野で連携や協力を推進
- ・ 多文化共生推進事業協力員(\*1)やタブレットを活用した通訳で外国人向けの窓口支援を強化
- ・ ホームページの外国語翻訳サービスなど、外国人が暮らしやすい環境整備を推進

#### ■ パートナーシップ

- ・ 市民に分かりやすい情報を積極的に公開し、主体的なまちづくりへの参画を推進
- ・ ICT(\*2)等を活用した情報提供を拡充し、戦略的な情報発信を実施

### 2 健康で明るく暮らせるまちづくり

#### ■ 健康・医療

- ・ 各種健康診査や若年層向け健診を実施し、病気の予防と早期発見を推進するとともに、保健サービスを充実
- ・ 医師会などと連携し、休日・準夜診療を実施

#### ■ 福祉

- ・ 地域包括ケアシステムの体制整備、各種就労支援、市民なやみごと相談窓口の運用などを実施
- ・ 権利擁護の中核機関を設置し、支援が必要な人への対応を強化
- ・ 重層的支援体制整備事業の開始に向け、包括的な支援体制を構築
- ・ 高校生等の医療費無償化、小・中学校給食費の無償化により経済負担を軽減
- ・ 「子ども家庭センター」の設置や健やかひろば事業等により一体的な支援体制を整備
- ・ 病児保育や休日保育の継続、多様な他者との関わりの機会の創出事業や緊急1歳児受入事業の開始など、保護者ニーズに応じた保育を実施
- ・ 民間保育所の保育士採用を支援し、保育内容の充実と児童や職員の処遇向上を推進
- ・ 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、自立した日常生活を支援
- ・ 基幹相談支援センターを設置し、障害のある方が安心して地域生活を送れるよう相談体制を強化

(\*1) 多文化共生推進事業協力員：日本語を話すことができない外国人が来庁した際に、通訳や翻訳等を行う市職員

(\*2) ICT：情報通信技術（Information and Communication Technologyの略）を指す。インターネット等の通信技術を活用した産業やサービス等の総称

### 3 安全で快適なまちづくり

#### ■ 安全・安心

- ・ 「地域防災計画」を見直し、減災施策や復旧・復興活動を可能とする取組を推進
- ・ 防災食育センターの整備により、災害時の応急給食体制を確保
- ・ 防火水槽の整備や消防団員の免許取得補助など、消防活動を支援

#### ■ 都市基盤

- ・ 家庭ごみの有料化及び戸別収集を開始し、ごみ減量を推進するとともに、新焼却施設を稼働
- ・ 4R(\*3)の普及啓発や電力地産地消事業の開始など、循環型社会の実現を推進
- ・ 「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」や「立地適正化計画」を策定するなど、多摩都市モノレール延伸を見据えた計画的なまちづくりを推進
- ・ 新駅周辺の協議会設立や駅前拠点施設整備基本構想策定など、新駅を中心としたまちづくりを推進
- ・ 新青梅街道の拡幅と合わせて土地区画整理事業を推進

#### ■ 地域交通

- ・ 持続可能な交通ネットワークの実現を目的とする「地域公共交通計画」を策定
- ・ 乗合タクシー（むらタク）の利用者登録可能エリアの拡大や利便性向上など、交通サービスを充実

### 4 誰もが学び活躍できるまちづくり

#### ■ 人権

- ・ 映像制作や平和学習バスツアーなどの平和事業を実施し、平和意識を醸成
- ・ 女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などの人権課題に対応
- ・ 男女共同参画センター「ゆーあい」を拠点に講座やイベントを通じて啓発を実施
- ・ ワーク・ライフ・バランス(\*4)推進事業所認定制度を設けるなど、人生の各段階に応じた多様な生き方の選択や実現に向けた取組を推進

#### ■ 教育

- ・ GIGAスクール構想(\*5)を実現するために整備した端末を活用し、ICT教育を推進
- ・ 校務用と指導用の端末の集約や校務支援システムの更新により校務の効率化や教職員の負担を軽減
- ・ 全小・中学校で「まちづくり学習」を実施し、地域への愛着と課題解決力を育成
- ・ 不登校支援のチャレンジクラスの設置や特別支援学級の増設など多様な学びの場と支援を拡充
- ・ 防災食育センターの稼働に伴い、アレルギー対応給食を開始
- ・ 電子図書館サービス「むさしむらやま電子図書館」の導入はじめ、出前講座や公民館講座など、多様な生涯学習の機会を提供
- ・ 「武蔵村山市スポーツ都市宣言」に基づき地域スポーツの振興に努める中、令和6年度にスポーツ宣言都市10周年記念事業としてARスポーツ(\*6)体験会を開催

#### ■ 文化

- ・ 歴史民俗資料館において、市指定文化財などをデジタル化し公開するための準備を推進

(\*3) 4R：ごみの減量と再資源化に向けて推奨される、断る(リフューズ/Refuse)、減らす(リデュース/Reduce)、再利用する(リユース/Reuse)、再生利用する(リサイクル/Recycle)の4つの取組の総称

(\*4) ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和を意味し、やりがい等を持ちながら働くとともに、家庭等においても多様な生き方が選択実現できる状態

(\*5) GIGAスクール構想：一人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を目的とする構想

(\*6) ARスポーツ：AR(拡張現実)技術を用いたスポーツ

## 5 地域の特色をいかした自然と調和するまちづくり

### ■ 産業

- ・ 市外への魅力発信や商品の付加価値向上及びその普及により、市内産業の活性化を推進
- ・ 都市農業の更なる振興に向け、認定農業者及び新規就農者への支援などを実施
- ・ 新たな創業者の掘り起こしと地域に根差した創業を促進するため、ローカルスタートアップ支援事業を実施するとともに、創業支援や地域ブランド認証事業を実施
- ・ 商店街支援や企業誘致により地域経済の活性化に向けた取組を実施
- ・ 狭山丘陵の自然や地場産業をいかした観光まちづくりを推進
- ・ 武蔵村山観光まちづくり協会との連携や、「武蔵村山市観光大使」による市内外への魅力発信等を通じて観光事業を推進
- ・ 村山温泉「かたくりの湯」について、令和7年度中の再開に向けた取組を実施

### ■ 景観

- ・ 景観や歴史・文化といった資源をいかし、自然と調和したまちづくりを推進

### ■ 環境

- ・ 「ゼロカーボンシティ宣言」を掲げ、太陽光発電設備の設置に対する補助、小・中学校の照明LED化、電力地産地消事業など、地球温暖化対策を推進

## 6 計画の推進に向けて

### ■ 行政運営

- ・ 「第五次長期総合計画」や「第七次行政改革大綱」等に基づき、施策を計画的・効率的に推進
- ・ 遺族の負担軽減のため、死亡届提出後の各種手続のワンストップ窓口であるおくやみコーナー（\*7）の運用を開始
- ・ 行政手続のオンライン化の推進やAI（\*8）・RPA（\*9）等を活用した行政事務のデジタル化、書かない窓口（\*10）の開設など、ICTを活用した行政サービスを提供

### ■ 財政運営

- ・ 「企業版ふるさと納税」の活用をはじめ、経費の最適化と不断の見直しを行い、効率的な財政運営を推進するとともに、自主財源の確保を推進

---

（\*7）おくやみコーナー：身近な方が亡くなられた後の市役所における手続の総合窓口として、必要な手続の御案内から、申請書の作成サポート・書類の受付までをワンストップで行い、御遺族の方が少しでも負担なく手続ができるような支援

（\*8）AI(Artificial Intelligence)：人工的に作られた、人間のような知能

（\*9）RPA(Robotic Process Automation)：人が行っていたデータの入力などを、人が実行するのと同じように自動的に入力する仕組み

（\*10）書かない窓口：住民異動届に伴う手続のほか、当該手続と併せて対象とする手続について、何度も書く必要がなく効率的に申請書が処理でき、かつ来庁者に合った案内ができる窓口

## 第3節 | 本市を取り巻く社会潮流とまちづくりの課題

### 1 人口減少・少子高齢化への対応

#### 社会潮流

- ・ 日本全体で人口減少が進行（令和52年に9,000万人未満予測）
- ・ 年少人口・生産年齢人口は大幅に減少し、75歳以上の人口は約1.2倍に増加する見込み
- ・ 少子高齢化が加速し、社会保障制度や地域コミュニティに影響

#### まちづくりの課題や求められていること

- ・ 本市でも老年人口が増加しており、少子高齢化への対策が喫緊の課題
- ・ コミュニティの担い手不足や、現役世代に支えられていた社会保障制度の揺らぎを招くなど、社会経済に与える影響への懸念から、高齢者や子どもが安心して生活ができる環境整備

### 2 子ども・子育て施策の更なる推進

#### 社会潮流

- ・ 少子化が進行し、未来を担う世代に対する施策の重要性が増大
- ・ 国においては、子どもと家庭の福祉や健康の向上、子どもの権利の保護など、子どもに関する幅広い施策を推進

#### まちづくりの課題や求められていること

- ・ 保健、医療、障害福祉、教育、就労支援等の関係機関と連携し、子どもを巡る施策の更なる推進

### 3 DX(デジタル・トランスフォーメーション)(\*11)の進展

#### 社会潮流

- ・ デジタル技術の進化により、社会、経済、働き方、生活が大きく変革
- ・ 政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、目指すべきビジョンとして「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を提示（令和2年）
- ・ 地方創生においてもデジタル化が重要な要素であり、国では「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定（令和4年）

#### まちづくりの課題や求められていること

- ・ 行政サービスについて、デジタル技術やデータ活用による住民の利便性向上
- ・ デジタル技術やAI等の活用による業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていく取組
- ・ 地方版総合戦略の策定とデジタルの力を取り入れた地域課題の解決

(\*11)DX（デジタル・トランスフォーメーション）：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

## 4 多様性(ダイバーシティ)が増す価値観やライフスタイル

### 社会潮流

- ・ 個人の価値観やライフスタイルが多様化
- ・ 情報技術の発展による国境を越えた交流が進み、訪日外国人観光客や外国人労働者が増加傾向
- ・ SNSを通じた人権に関する新たな課題の顕在化や、外国人や性的少数者に対する偏見や差別が存在しており、ジェンダーギャップ指数で日本は先進国の中で低水準

### まちづくりの課題や求められていること

- ・ 国境を越えた交流の進展に伴うグローバル化への対応
- ・ 誰もが尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会や誰もが地域とのつながりを持ち、互いに助け合う社会の実現に向けた取組

## 5 持続可能な社会づくりに向けた取組の強化

### 社会潮流

- ・ 地球規模の大規模な気候変動による自然災害の激甚化、生活環境の悪化、生物多様性の喪失などが発生
- ・ 再生可能エネルギー等の利用、省エネルギーの推進、温室効果ガス削減などが世界的課題
- ・ 地球環境や経済活動等の事項に関して、人類の営みを持続可能なものとするため、国連サミットにおいてSDGsが全会一致で採択（平成27年）

### まちづくりの課題や求められていること

- ・ 温室効果ガスの発生をできる限り抑制する脱炭素に向けた取組
- ・ 次世代に向けた持続可能な社会づくりに向けた取組

## 6 安全・安心に向けた意識の高まり

### 社会潮流

- ・ 自然災害の激甚化や情報通信機器の機能拡大に伴う犯罪の発生による安全意識の高まり
- ・ 国は新たな「国土強靱化基本計画」を策定し、災害に強いまちづくりを推進（令和5年）
- ・ SNS等の普及に伴う新しい形態の詐欺事件や子どもや若者が被害者となる事件が多発

### まちづくりの課題や求められていること

- ・ 地震・台風などに強いまちづくり
- ・ 情報通信機器を悪用した犯罪について、関係機関との連携の下、予防対策を行い、安全・安心な生活環境の構築
- ・ 社会情勢に応じた危険性の把握と市民が安全・安心に暮らすことのできるまちづくり

## 7 多摩都市モノレール延伸を見据えたまちづくり

### 社会潮流

- ・ 多摩都市モノレール延伸は、交通利便性の向上や、駅周辺・沿線のまちづくりによる良好な住環境の形成や交流人口の増加などの多様な効果が期待

### まちづくりの課題や求められていること

- ・ 延伸を契機とした積極的かつ計画的なまちづくりの推進
- ・ 「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」で定めた沿線の将来像を踏まえ、駅を中心とした公共交通ネットワークの形成や人を呼び込む観光施策など、地区の特性に応じた延伸後を見据えたまちづくりの推進

## 8 厳しさを増す行財政運営

### 社会潮流

- ・ 本市の経常収支比率(\*12)は約90%で推移
- ・ 今後も少子高齢化に伴う社会保障費に係る扶助費や、公共施設の老朽化による維持・更新費用が増加すると予測

### まちづくりの課題や求められていること

- ・ 厳しい財政見直しに対応し、持続可能な行財政運営を推進するため、歳入確保と歳出削減を徹底し、最小の経費をもって最大の効果を図る取組
- ・ 市民ニーズを適切に把握し、効率的な市政運営の推進

(\*12) 経常収支比率：経常的経費（人件費、扶助費、公債費など）に充てられた経常的一般財源（市税、地方譲与税など）が経常的一般財源全体に占める割合。この数値が高くなるほど、新たな行財政需要などに対応しにくくなるとされる。

# 第3章 まちづくりの目標

## 第1節 | 人口

本計画で定める各種施策を計画的に展開していくために、以下のとおり人口推計を行いました。

人口の推計に当たっては、住民基本台帳による人口について、令和2年から6年までの各年4月1日を基準に、コーホート法(\*13)を用いたトレンド推計(\*14)に加え、以下の4つの人口増加に向けた取組が、それぞれ実現した場合及び全て実現した場合について、将来展望として算出しています。

### 取組① 出生率の向上・出生者数の増加

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する切れ目のない総合的な支援などの各種出産、子育て支援により、出生率の向上を図り、合計特殊出生率が1.64で推移する環境を目指す。

### 取組② 若者の転出の抑制

転出超過の傾向が見られる20歳代の若者について、産業創出による雇用の確保といった転出を抑制させる各種取組により、20歳代の各年齢の転出超過の解消を目指す。

### 取組③ 子育て世代の転入の促進

住環境や教育環境等の充実を図り、子育て世代の転入を促し、子育て世帯（夫32歳、妻30歳、子2歳の3人家族を想定。）が現在よりも毎年10世帯ずつ多く転入する環境を目指す。また、増加する高齢者に健康で活躍できる環境を提供していくことも重要である。

### 取組④ 多摩都市モノレール延伸に伴うまちの魅力・利便性の向上による転入の促進

多摩都市モノレールの延伸により市内に新駅が設置される予定であり、駅周辺の発展に伴うまちの魅力向上や、移動手段の利便性向上により、転入者の増加を目指す。

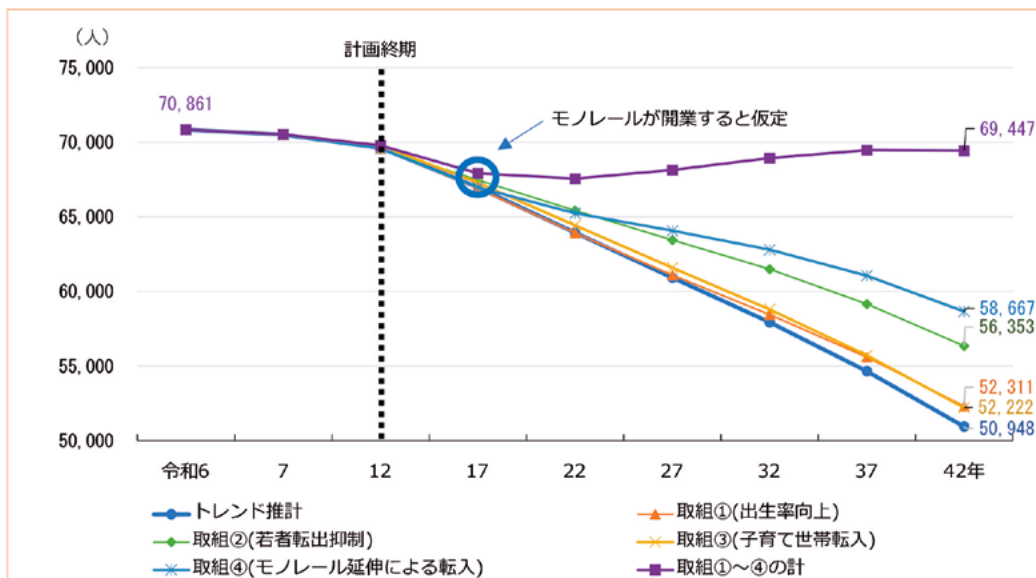


図7 各人口推計のグラフ

目標人口について、計画終期である令和12年の推計値を設定します。設定に当たっては、4つの人口増加に向けた取組が全て実現した場合の推計値である69,784人を基に、次のように設定します。

令和12年(2030年)

人口 約69,000人

(\*13) コーホート法：同年（同期間）に出生した集団を指す「コーホート」ごとに、死亡、移動による変化率を求め、将来人口を推計する方法

(\*14) トレンド推計：これまでのトレンド（傾向）が今後も続くものと仮定して将来を予測する方法

## 第2節 | 将来都市構造

将来都市像の実現に向けては、市民生活を支える多様な都市機能の集積、骨格となる都市基盤の整備、計画的な土地利用の誘導を進め、多摩都市モノレールの延伸を見据えた駅を中心としたまちづくりの推進や公共交通ネットワークの形成が必要です。

このため、都市機能の集積、環境の維持・向上を図るべき「核」、市民交流や生産活動の骨格となる「軸」、それぞれの特性をいかした土地利用を誘導するための「ゾーン」を設定することで都市の構造を明確にし、効率的・効果的なまちづくりを進めます（図8参照）。

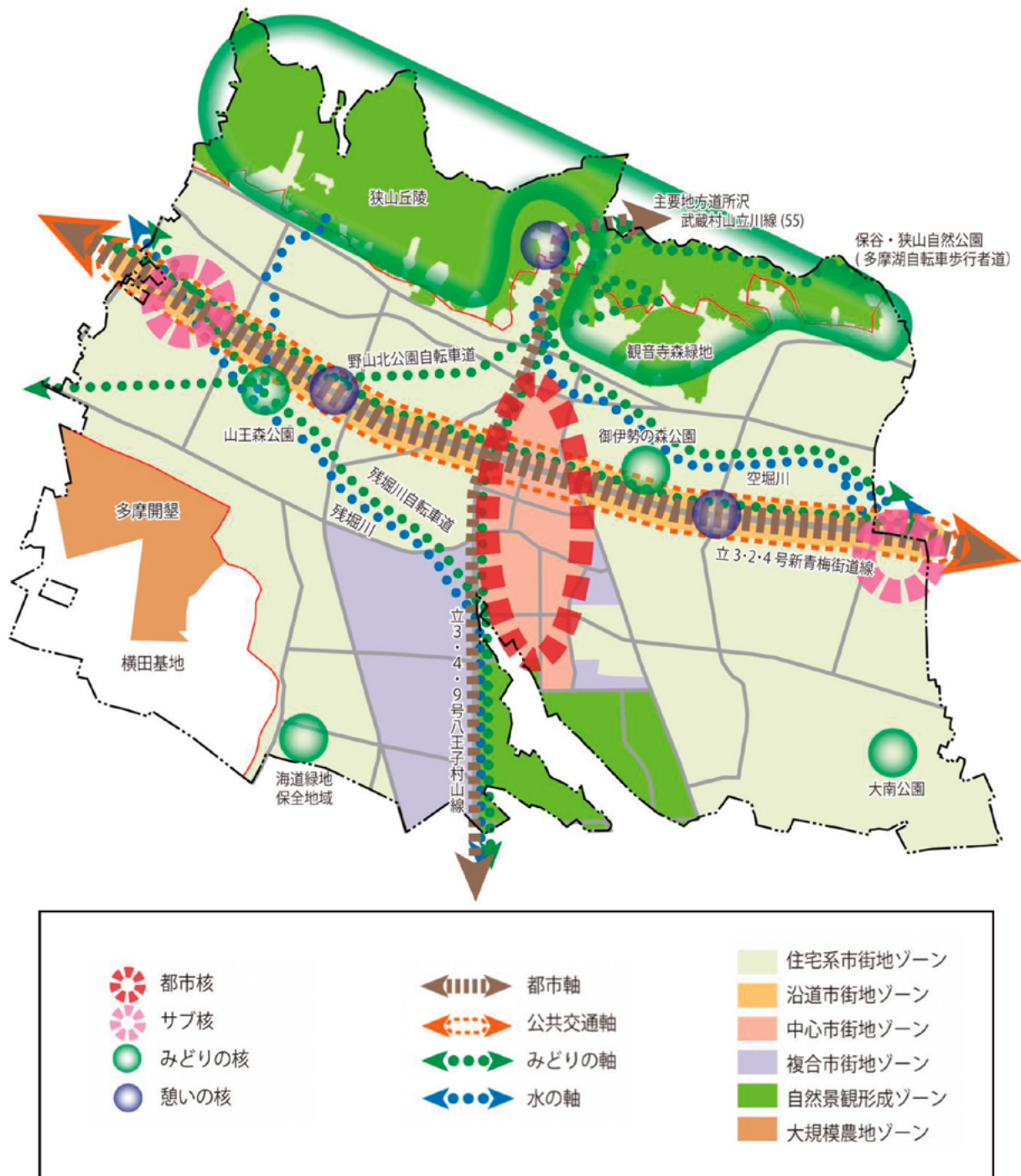


図8 将来都市構造図

出典 武蔵村山市第二次まちづくり基本方針

## 【立地適正化計画】

多摩都市モノレールの延伸や都市核地区土地区画整理事業など、都市構造に大きく影響する様々な事業が進められている中で、医療、福祉、商業等の利便性の高い都市機能の誘導による拠点の形成と良好な住環境の維持・向上を図っていくことが求められていることから、「立地適正化計画」において、5つの新駅周辺を拠点として設定し、「都市機能誘導区域」等を定め、立地の適正化による持続可能なまちづくりを推進しています。

### 《中心拠点・準中心拠点・地域拠点》

多摩都市モノレール新駅周辺の「核」を3種類の「拠点」に分類して位置付け、メリハリを付けた拠点の形成を目指しています（図9参照）。

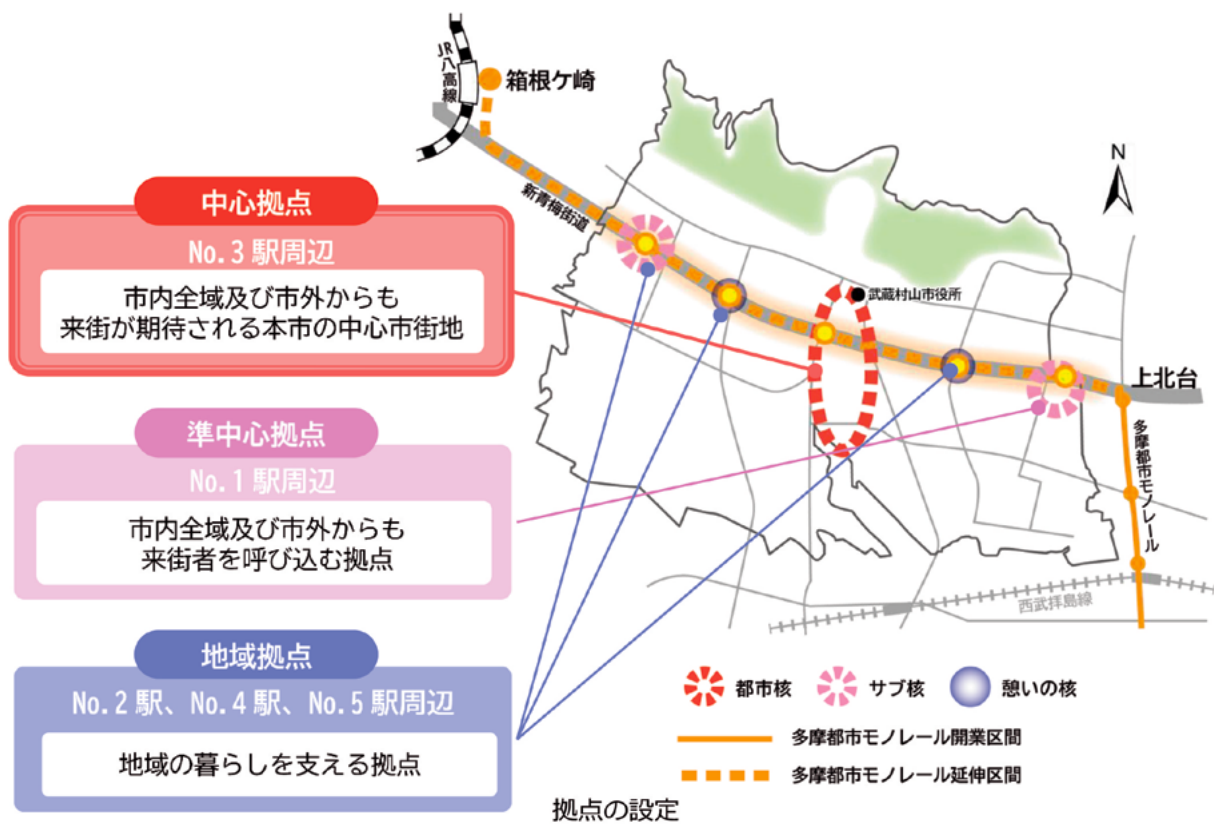


図9 中心拠点・準中心拠点・地域拠点図

出典 武蔵村山市立地適正化計画

## 《都市機能誘導区域》

都市機能誘導区域は、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することで、各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域で、5つの拠点に設定しています（図10参照）。

## 《居住誘導区域》

居住誘導区域は、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域で、市街化調整区域や土砂災害警戒区域等を除いた市内の約981haに設定しています（図10参照）。

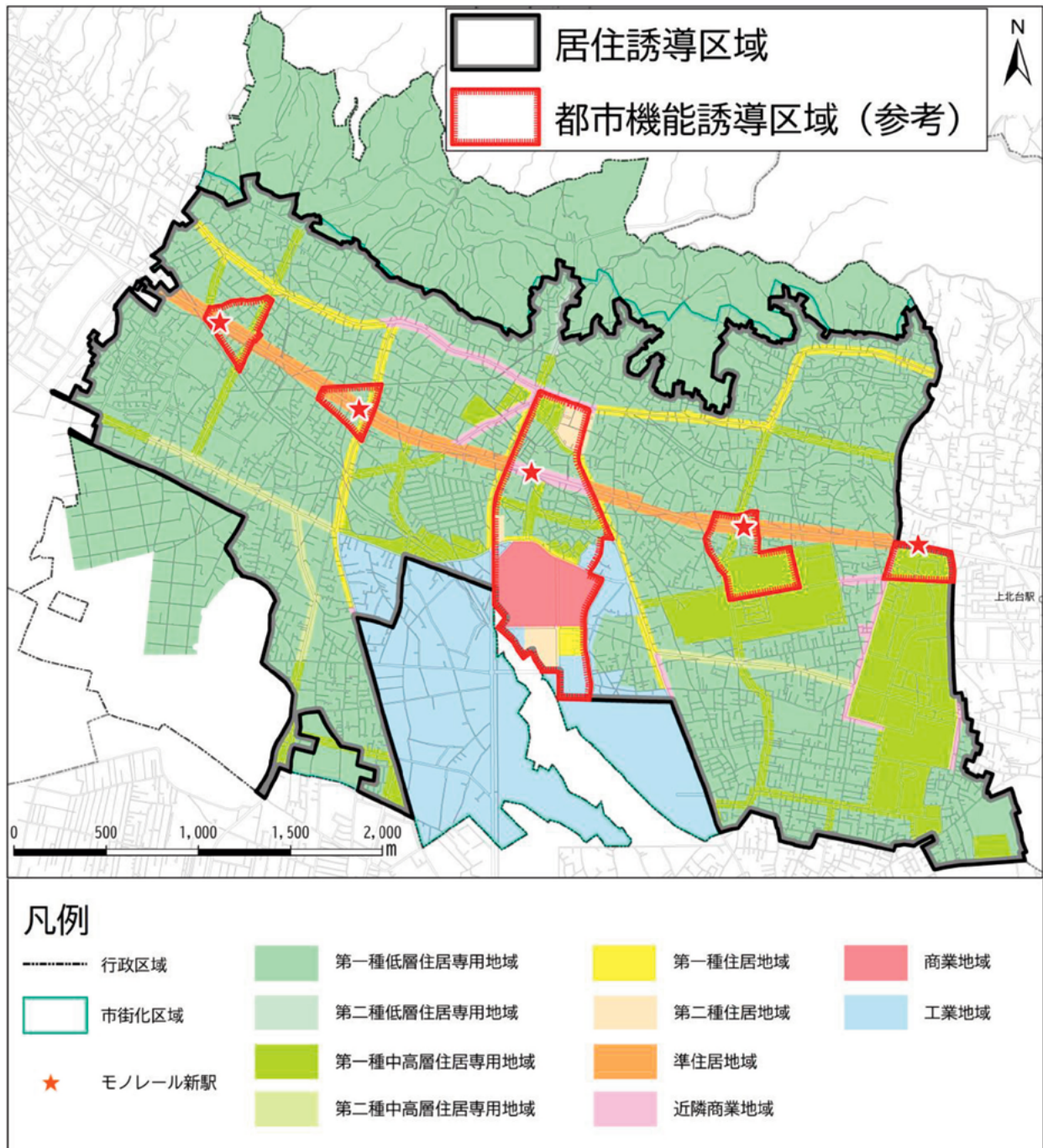


図10 都市機能誘導区域・居住誘導区域図

出典 武蔵村山市立地適正化計画

## 第4章 市民の意見

「第五次長期総合計画（後期基本計画）」の策定に向け、市民アンケートや市民ワークショップを行い、市民の皆様から意見を頂戴しました。

### 1 市民意識調査

市民の皆様のニーズを的確に捉え、よりよい計画づくりを行うことを目的として、アンケートを実施しました。

実施時期：令和6年5月28日（火）～6月19日（水）

実施対象：令和6年5月の時点で市内にお住まいの18歳以上の方々2,000名を無作為に抽出

実施結果：有効回収数384件（回収率19.2%）

### 2 人口移動に関する意向調査（転入者意向調査）

本市への転入理由、住みやすさなどについて意見を伺い、後期基本計画策定の参考にするとともに、今後の市政の基礎資料とすることを目的として、アンケートを実施しました。

実施時期：令和6年5月28日（火）～6月19日（水）

実施対象：令和4年4月1日から令和6年3月31日までに武蔵村山市に転入した方々1,000名（無作為抽出）

実施結果：有効回収数137件（回収率13.7%）

### 3 人口移動に関する意向調査（転出者意向調査）

本市からの転出理由、住みやすさなどについて意見を伺い、後期基本計画策定の参考にするとともに、今後の市政の基礎資料とすることを目的として、アンケートを実施しました。

実施時期：令和6年5月28日（火）～6月19日（水）

実施対象：令和4年4月1日から令和6年3月31日までに武蔵村山市から転出した方々1,000名（無作為抽出）

実施結果：有効回収数109件（回収率10.9%）

### 4 子ども意見の聴取

武蔵村山市立の学校に在学している小・中学生に、市に対する意見を伺い、後期基本計画策定の参考にするとともに、今後の市政の基礎資料とすることを目的として、アンケートを実施しました。

実施時期：令和6年7月8日（月）～7月19日（金）

実施対象：武蔵村山市立の学校に在学している小学校3年生～中学校3年生

実施結果：有効回収数965件（回収率22.7%）

### 5 市民ワークショップ

「武蔵村山市の課題と理想の未来、課題と理想の未来のギャップを埋める施策について」をテーマとして、ワークショップを実施しました。

実施時期：令和6年6月29日（土）

実施対象：武蔵村山市在住の市民

実施結果：参加者数6名

# 第2編 後期基本計画

## 序章 施策の体系

将来都市像の実現のため、「後期基本計画」では施策の体系を次のとおり定め、各分野における施策に取り組みます。

将来都市像

人と人との絆をつむぐ  
誰もが活躍できるまち  
むさしむらやま

### 市民協働編

#### 第1章 市民との協働による地域振興

第1節 コミュニティ

第2節 パートナーシップ

### まちづくり編

#### 第2章 健康で明るく暮らせるまちづくり

第1節 健康・医療

第2節 福祉

第3節 暮らし

#### 第3章 安全で快適なまちづくり

第1節 安全・安心

第2節 都市基盤

第3節 地域交通

#### 第4章 誰もが学び活躍できるまちづくり

第1節 人権

第2節 教育

第3節 文化

#### 第5章 地域の特色をいかした 自然と調和するまちづくり

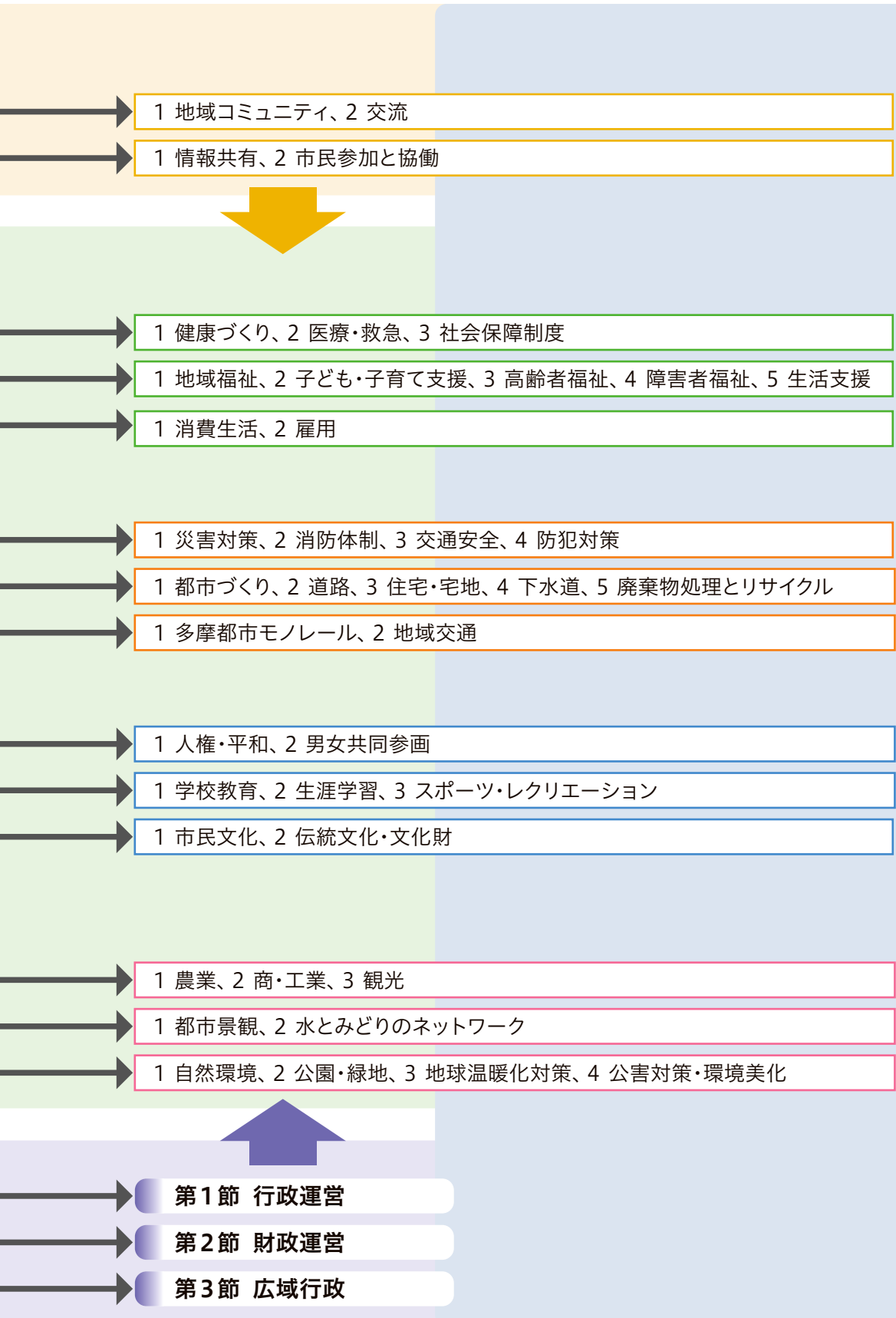
第1節 産業

第2節 景観

第3節 環境

### 計画推進編

#### 第6章 計画の推進に向けて



第7章 国土強靱化地域計画

第8章 デジタル田園都市構想総合戦略

# 第1章 市民との協働による地域振興

## 第1節 | コミュニティ

### 1 地域コミュニティ

- コミュニティ組織の活性化は、地域の課題解決につながることから、地域コミュニティの代表格である自治会の活動や市民・社会活動団体への支援として、コミュニティ意識の醸成やリーダーの育成に努めます。

(1) コミュニティ活動の支援	①コミュニティ意識の醸成 ②自治会活動の支援 ③組織間の連携促進 ④地域コミュニティの活性化
(2) コミュニティ施設の管理・運営	①施設の整備助成の推進 ②施設の適正な管理

### 2 交流

- 市民相互の交流を図るために、その拠点となるエリアの充実や市民活動を一層推進するほか、国際化社会への対応を図るため、教育や文化等における国際理解を深めていきます。
- 市内の外国人コミュニティと自治会との交流を促進するなど、市民生活の様々な場面での国際交流を推進します。

(1) 市民相互の交流の促進	①地域交流の促進 ②都市間交流の促進
(2) 国際交流の推進	①国際理解の推進 ②国際化に対応した環境整備

## 第2節 | パートナーシップ

### 1 情報共有

- 市の政策や地域独自の魅力を磨き上げるとともに、市内外問わず多くの方へ本市の魅力を届けるようシティプロモーションを推進していきます。
- 市民、事業者と市が良きパートナーとして連携し、市民主体の自立的なまちづくりを実現するため、分かりやすい情報を効果的に共有するための仕組みを整えます。

(1) シティプロモーションの推進・広報活動の充実	①シティプロモーションの推進 ②広報活動の充実
(2) 広聴活動の充実	広聴活動の充実
(3) 情報公開等の推進	①情報公開の推進 ②ICT等を活用した情報提供の推進

### 2 市民参加と協働

- 計画の策定や施策の評価などの様々な過程において市民の参加を図り、市政に市民の意思を反映させるとともに、協働によるまちづくりの仕組みを整えます。

(1) 市民参加の機会の拡充	①審議会等への参加機会の拡充 ②意見公募手続制度の統一的な運用
(2) 市民と市の協働体制の整備	①協働体制の充実 ②市民協働によるイベントの開催 ③市民の発想をいかす市政運営
(3) 地域連携の推進	地域連携の推進

# 第2章 健康で明るく暮らせるまちづくり

## 第1節 | 健康・医療

### 1 健康づくり

- 疾病の予防、早期発見等を図るため、健康教育や健康相談、健康診査等を一層充実するとともに、「自分の健康は自分で守る」という、市民の自主的な健康づくりを支援し、健康であることの重要性や健康づくりへの関心を一層高め、市民の心身の健康の保持及び増進に努めます。

(1) 保健事業の充実	①保健サービスの充実 ②献血事業の推進
(2) 健康づくり意識の高揚	健康づくり意識の高揚
(3) 健康づくり事業の充実	①健康相談の実施 ②市民ニーズに基づく健康教育
(4) 食育の推進	食育の推進
(5) 心の健康づくり	①地域・職場・学校で心の不調を早期に発見できる体制づくり ②相談体制の充実 ③自殺防止対策の取組

### 2 医療・救急

- 誰もが身近な地域で気軽に健康相談や診療を受けられるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局づくりを推進するとともに、休日・休日準夜診療や救急医療体制の充実など地域保健医療の充実に取り組みます。
- 感染症等の流行に備えて、予防に必要な情報の普及啓発に努めます。

(1) 地域医療体制の整備	①人材の育成 ②医療機関相互の連携強化 ③かかりつけ医等の定着促進
(2) 救急体制の充実	①搬送体制の充実 ②救急医療の推進
(3) 感染症予防対策の充実	①感染症予防対策の充実 ②新感染症対策 ③国立感染症研究所の安全な施設運営の要望

### 3 社会保障制度

- 国民健康保険制度については、レセプト(\*15)及び特定健康診査結果データの分析を行い、その健康課題に対応した保健事業を実施することで、医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の適正な賦課を図ることにより、国民健康保険事業の財政の健全化に取り組みます。
- 後期高齢者医療制度については、制度に対する理解を図り、健康診査の受診率の向上に努めます。
- 国民年金制度については、制度に対する理解と年金を受けるために必要な資格期間を確保する支援に取り組み、制度の充実を図るため、関係機関との連携を推進します。

(1) 国民健康保険	①国民健康保険税の適正賦課 ②国民健康保険税収納率の向上 ③資格・給付の適正化 ④医療費の適正化 ⑤制度の充実要請 ⑥制度改正への対応
(2) 後期高齢者医療制度	①制度の周知 ②広域連合との適正な情報連携 ③健康診査の実施 ④高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
(3) 国民年金	①制度の普及啓発 ②相談業務の充実 ③未加入者の加入促進 ④保険料納付の促進 ⑤保険料免除及び学生納付特例制度の活用

(\*15) レセプト：保険医療機関が1か月の診療行為をまとめた診療（調剤）報酬明細書

## 第2節 | 福祉

### 1 地域福祉

- 地域共生社会の実現に向けて、地域の複雑化・複合化した課題を抱える全ての人に対して、必要なサービスを受けてもらえるよう包括的な支援に取り組みます。

(1) 地域ぐるみの福祉の推進	①福祉の担い手の育成 ②民生・児童委員活動への支援 ③地域福祉活動の推進
(2) 相談体制の充実	①重層的支援体制整備事業の推進 ②市民なやみごと相談窓口の運用 ③福祉サービス総合相談窓口の活用 ④あらゆる暴力の被害者への支援等
(3) 権利擁護体制の推進	権利擁護体制の推進
(4) 福祉のまちづくりの推進	福祉のまちづくりの推進
(5) 支援のための制度の周知等	①成年後見制度の周知・運用 ②サービス評価制度の周知・促進

### 2 子ども・子育て支援

- 保育所入所待機児童の解消に努めるほか、増加する核家族や共働き家庭、ひとり親家庭への支援として、質の高い教育・保育の提供や各種相談機能を充実するとともに、子育て中の家庭に対して、地域ぐるみで支援を行う環境づくりを推進します。
- 子ども家庭センターにおいて、全ての子どもとその家庭の相談を受け入れ、子育てに関する切れ目のない支援を行います。

(1) 子ども・若者への支援	①子どもの権利擁護 ②子ども・若者の意見聴取
(2) 子育て家庭の支援	①子育て支援サービスの充実 ②情報提供及び相談体制の充実 ③子育て支援のネットワークづくり ④経済的支援の充実 ⑤保育所等の運営、施設整備の充実 ⑥外国人世帯の支援
(3) 幼児教育の充実	①幼稚園教育の推進 ②私立幼稚園への支援 ③保護者の経済的負担軽減
(4) 家庭教育の充実	家庭教育の充実
(5) 子どもの居場所の確保	①児童館の充実 ②子ども食堂の推進 ③学童クラブの充実 ④放課後児童対策パッケージの推進 ⑤図書館の充実
(6) ひとり親家庭等の支援	①ひとり親家庭の支援 ②生活困難を抱える家庭の支援
(7) 青少年の健全育成	①青少年活動の推進 ②相談・支援体制の充実

### 3 高齢者福祉

- 高齢化の進展を踏まえ、在宅サービスや施設サービスの充実を図るとともに、高齢者が元気で生きがいを持った生活が続けられるよう、介護予防などを推進するほか、様々な形での社会参加の機会を充実します。

(1) 介護保険サービスの充実	①介護保険事業の推進 ②高齢者福祉施設の整備 ③地域包括ケアシステムの体制整備 ④公正・迅速な介護認定
(2) 高齢者福祉サービスの充実	①生活の安定と居住環境等の整備 ②権利擁護の推進 ③介護予防の充実 ④認知症施策の推進 ⑤敬老事業の推進
(3) 社会参加と就労促進	①社会参加の促進 ②老人クラブへの支援 ③シルバー人材センターとの連携

### 4 障害者福祉

- 障害のある人が安心して暮らすことができ、いきいきと社会参加することができるまちづくりに努めるとともに、障害のある人もない人も、社会の一員としてお互いに尊重し支え合いながら、ともに暮らすことのできる地域社会づくりを推進します。

(1) 日常生活のための支援	①自立支援給付等の実施 ②日中活動の場の充実
(2) 自立した社会生活のための支援	①地域生活支援事業の実施 ②地域生活への移行促進 ③地域での居住の場の確保 ④権利擁護の推進
(3) 社会的適応能力の養成	児童発達支援事業所ちろば教室の充実
(4) 社会参加と交流の促進	①就労支援の充実 ②生活環境の整備 ③交流の促進

### 5 生活支援

- 生活保護受給者及び生活困窮者が相談しやすく、支援を受けやすい体制の更なる充実を図り、早期に困窮状態から脱却できるよう支援します。
- 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、生活支援、教育支援、経済支援等の各種支援を必要とする全ての子どもに届くよう総合的に取り組みます。

(1) 生活保護の適正な実施	生活保護の適正な実施
(2) 生活保護費(医療扶助)の抑制	生活保護費(医療扶助)の抑制
(3) 相談体制の充実	相談体制の充実
(4) 自立支援の充実	①一般就労に向けた支援 ②就労準備支援
(5) 子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進

## 第3節 | 暮らし

### 1 消費生活

- 市民が安全で豊かな消費生活を送れるよう積極的な情報提供や相談体制の充実、詐欺などの被害防止に向けた啓発等の取組を推進するとともに、多重債務等の消費に係る問題を抱えた方への支援に努めます。

(1) 相談・情報提供活動の充実	①消費者相談の充実 ②消費生活情報の収集・提供
(2) 消費者意識の啓発	①消費者団体の育成 ②ライフステージに応じた消費者教育の推進
(3) 多重債務者への支援	多重債務者への支援

### 2 雇用

- 一人一人の状況に応じた雇用を確保するため、雇用機会の拡充、就労支援事業等による就労に必要な知識、技術習得の促進及び求職活動の支援等に努めるとともに、企業に対しては安心して働ける労働環境づくりや勤労者福祉の充実を要請していきます。

(1) 雇用の促進	雇用の促進
(2) 就労のための学習機会の充実	就労のための学習機会の充実
(3) 勤労者福祉の充実	①福利厚生 ②派遣労働者やパート職等への支援

# 第3章 安全で快適なまちづくり

## 第1節 | 安全・安心

### 1 災害対策

- 地震や台風等の自然災害や不測の事態における大きな被害を想定し、危機管理体制の充実や災害に強い都市基盤づくりのほか、地域と連携した防災活動の推進に取り組みます。

(1) 防災体制の充実・強化	①緊急連絡体制の強化 ②防災訓練の充実等 ③防災資器材・設備の充実 ④情報連絡体制の充実 ⑤災害時医療救護体制の充実 ⑥相互応援体制の確立 ⑦避難行動要支援者支援体制の確立 ⑧災害廃棄物処理体制の構築 ⑨防災 DX の推進 ⑩危機管理体制の強化
(2) 防災まちづくりの推進	①ライフライン事業者との連携 ②避難道路の安全確保等 ③不燃化及び木造住宅耐震化の促進 ④避難場所・避難所の機能充実 ⑤浸水対策の推進 ⑥応急給食提供体制の確保
(3) 防災意識の高揚	①自主防災組織の育成・強化 ②防災思想の普及 ③防災訓練の充実
(4) 治水事業の推進	治水事業の推進

### 2 消防体制

- 市民の生命と財産の安全を確保するため、消防署及び消防団と一体となって総合的な消防体制の強化に向けた取組を推進します。
- 消防団に求められる役割の多様化に対応するために、活動環境などの改善を図ります。

(1) 火災の未然防止	火災の未然防止
(2) 消防体制の充実	①常備消防の強化 ②非常備消防の充実 ③消防施設の整備・充実

### 3 交通安全

- 交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の計画的な整備を推進し、安全な交通環境づくりに努めます。

(1) 交通安全思想の普及啓発	交通安全思想の普及啓発
(2) 交通安全施設・環境の整備	①交通安全施設の整備・充実 ②交通規制等の強化 ③自転車利用環境の整備
(3) 被害者の救済	①各種保険制度の加入促進 ②交通事故相談の充実

## 4 防犯対策

- 警察署と連携した防犯対策に加え、地域コミュニティと連携した防犯活動を行うことにより、犯罪のない明るい安全な地域社会で、市民が安心して暮らせるための取組を推進します。

(1) 地域防犯活動の推進	①防犯活動団体への支援 ②防犯、環境浄化運動の推進
(2) 防犯環境の整備	防犯環境の整備

## 第2節 | 都市基盤

### 1 都市づくり

- 多摩都市モノレール沿線のまちづくりについては、「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」や「立地適正化計画」に基づき、多摩都市モノレール沿線にふさわしいまちづくりを推進していきます。
- 多摩都市モノレールの5つの新駅周辺については、「第二次まちづくり基本方針」や「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」、「立地適正化計画」等に基づき、各地区の特性に応じた土地利用の誘導等を進め、それぞれの位置付けに応じた拠点の形成を図ります。
- その他の地区についても、豊かな自然環境と都市的土地利用の調和を図りながら、良好な市街地環境を形成するため、秩序ある土地利用の推進に努めます。

(1) 多摩都市モノレール沿線まちづくり	①多摩都市モノレール沿線まちづくり ②中心拠点(No. 3 駅周辺)の形成 ③準中心拠点(No. 1 駅周辺)の形成 ④地域拠点(No. 2、4、5 駅周辺)の形成
(2) 地域のまちづくり	①協働のまちづくり ②横田基地の軍民共同使用推進
(3) 適正な土地利用の推進	①都市的土地利用の推進 ②自然的土地利用の保全・活用 ③土地利用の規制・誘導 ④公共用地の確保

### 2 道路

- 交通渋滞を緩和し、誰もが利用しやすい安全で快適な歩行者空間を確保するため、幹線道路の整備を促進するとともに、身近な生活道路の充実により、歩行者、自転車、自動車が安全に通行できる道路ネットワークの強化を図ります。

(1) 幹線道路等の整備	①都市計画道路の整備 ②都道の整備促進 ③地区内幹線道路の整備 ④補助幹線道路の整備
(2) 生活道路の整備	生活道路の整備
(3) 道路環境の整備	①安全で快適な歩行・自転車空間の形成 ②適切な道路管理の推進

### 3 住宅・宅地

- 住宅・宅地については、災害に強い良好な住環境と都市近郊の利便性の共存を目指し、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進するとともに、高齢者、障害のある人などの住まいの確保に努めます。
- 市内に所在する空き家や空き地等の実態把握に努め、適切な管理の促進や有効活用を図るための取組を推進します。

(1) 宅地の整備	①良好な住宅地の誘導 ②民間宅地開発の適切な誘導
(2) 公的住宅の整備	公的住宅の整備
(3) 住環境の整備	①良好な住環境の確保 ②高齢者や障害のある人の住まいの確保 ③建築物の不燃化・耐震化の誘導

## 4 下水道

- 公共下水道については、多摩都市モノレール延伸に合わせた整備を行っていくとともに、老朽化に関する調査及び調査結果に基づく改築を計画的に実施し、効率のかつ健全な維持管理を行います。
- 雨水排水施設については、近年集中豪雨による浸水被害が多発していることから、雨水管きよの整備を計画的に進めます。

(1) 下水道整備の推進	①施設の整備 ②施設の維持管理 ③雨水対策の推進
(2) 経営の安定化	経営の安定化

## 5 廃棄物処理とリサイクル

- 市民、事業者及び市が協働し、ごみの減量とリサイクルを推進するとともに、ごみの処理に当たっては一部事務組合と共同し、環境負荷の少ない効率的な処理を推進します。

(1) ごみの減量とリサイクル	ごみの減量とリサイクル
(2) し尿の安定処理	し尿の安定処理

# 第3節 | 地域交通

## 1 多摩都市モノレール

- 令和6年に策定した「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」で定めた「武蔵村山らしさを守り、育てるとともに人呼び込み、人でにぎわう楽しいまち」という多摩都市モノレール延伸後の沿線の将来像を基に、まちづくりを進めます。
- 多摩都市モノレール延伸事業に対する関心と延伸を見据えたまちづくりの機運を高めるため、多摩都市モノレール延伸事業及び沿線のまちづくりに関する情報の周知を行います。

(1) 多摩都市モノレール延伸に向けた取組	多摩都市モノレール延伸に向けた取組
-----------------------	-------------------

## 2 地域交通

- 多摩都市モノレール延伸を見据えた持続可能な公共交通ネットワークの実現に向けた取組を進めるとともに、市内循環バス(MMシャトル)や乗合タクシー(むらタク)のより効果的な運行に努めます。

(1) 持続可能な公共交通ネットワークの形成	①公共交通の利用促進 ②公共交通の維持・まちづくりとの連携の強化 ③交通手段を選択できる環境づくり
------------------------	---

# 第4章 誰もが学び活躍できるまちづくり

## 第1節 | 人権

### 1 人権・平和

- 一人一人の個性、能力、価値観が尊重され、それらを発揮することができる社会の実現を目指して、様々な啓発活動や相談、支援を行います。
- 「武蔵村山市非核平和都市宣言」を基本理念に、関連事業の実施や歴史民俗資料館分館での常設展示等を通じて、平和意識の醸成に努めるとともに、平和に関する歴史的な価値を有する資料等の整理・保存に努めます。

(1) 人権意識の高揚	①人権意識の高揚 ②人権教育の推進
(2) 人権相談の充実	人権相談の充実
(3) 権利擁護機関との連携強化	権利擁護機関との連携強化
(4) 平和意識の醸成	平和意識の醸成

### 2 男女共同参画

- 性別や年齢、国籍等、様々な違いにかかわらず、誰もが個人として尊重され、個性と能力を十分発揮し、自分らしく活躍できるような施策を推進するとともに、市民や事業所と一体となって、男女共同参画社会の実現を目指します。

(1) 男女平等意識の形成	男女平等意識の形成
(2) 男女共同参画の推進	男女共同参画の推進
(3) 女性の自立支援と働きやすい環境づくり	女性の自立支援と働きやすい環境づくり
(4) 女性の健康と母性の保護	女性の健康と母性の保護

## 第2節 | 教育

### 1 学校教育

- 学校・家庭・地域の連携強化によって、地域が一体となって自立した一人の人間として生きる力を育む教育を推進するとともに、児童・生徒が豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるよう、教育の質の向上と教育環境の整備に取り組みます。
- 「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」及び「第三次教育振興基本計画」が令和8年度に終期を迎えるため、次期の大綱及び基本計画を策定します。
- 校舎等の教育財産については、計画的な維持・管理に努め、安全性の向上に努めます。
- 防災食育センターを活用し、学校給食を通じた食育を推進します。

(1) 教育環境の整備	①特色ある学校づくり ②小中一貫教育の推進 ③弾力的通学区制と学校選択制の展開 ④特別支援教育の推進 ⑤健康・安全教育の充実と安全確保の推進 ⑥学校給食の充実 ⑦キャリア教育・進路指導の推進 ⑧適応指導・教育相談の充実 ⑨教職員の資質向上
(2) 社会の変化に対応した教育の推進	①学力向上策の推進 ②心の教育の充実 ③健康・体力の保持増進策の検討 ④国際理解教育の推進 ⑤情報教育の充実 ⑥環境教育の推進 ⑦体験学習の充実 ⑧開かれた学校づくりの推進と学校経営の充実 ⑨読書活動の推進 ⑩まちづくり学習の推進
(3) 教育施設・設備の充実	①学校施設・設備の整備 ②教育センター活動の推進 ③教育機器・教材の充実

## 2 生涯学習

- 市民一人一人が生涯にわたって自ら学び、個人としての生きがいや楽しみ、心の豊かさを追求することにより、生活の充実や向上を実現するとともに、文化に親しみ、社会参加できる機会の充実を図ります。

(1) 学習情報・学習機会の充実	①学習プログラムの拡充 ②学習グループ・団体に対する支援 ③公共施設予約システムの運用 ④子ども読書活動等の推進
(2) 推進体制の充実	①生涯学習の推進 ②指導者の育成と人材の活用
(3) 生涯学習施設・設備の整備	生涯学習施設・設備の整備

## 3 スポーツ・レクリエーション

- 市民が、生涯にわたって明るく健康的に活力に満ちたスポーツライフを過ごせるよう生涯スポーツ社会の実現を目指します。
- 誰もがいつでも気軽に身近な場所で健康・体力づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション事業の拡充や生涯にわたってスポーツとの関わりをもてる環境の整備、スポーツ・レクリエーション施設の整備、改善を推進します。

(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実	①地域スポーツの振興 ②スポーツ事業の運営 ③スポーツ団体等との連携
(2) スポーツ・レクリエーション施設の整備	①総合運動公園の整備 ②スポーツ施設の整備・充実 ③校庭・屋内運動場開放の推進

# 第3節 | 文化

## 1 市民文化

- 地域の文化を支える市民の文化活動団体を支援するとともに、市民が文化や芸術に触れる機会を確保します。

(1)文化・芸術の振興	①参加機会や場の拡充 ②関係団体・人材の育成 ③公民館事業の充実
(2)文化・芸術施設の整備	文化・芸術施設の整備

## 2 伝統文化・文化財

- 市民の大切な財産として、文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、資料の展示や各種講座、教室の実施等により、文化財保護に対する市民意識の向上を図ります。
- 地域の伝統的な文化を子どもたちの世代に継承していく機会を提供し、保護思想の高揚に努めます。

(1) 文化財の調査・研究	文化財の調査・研究
(2) 文化財の保護・活用	①文化財の保護の推進 ②文化財の活用 ③関係団体・人材の育成 ④市民会館・公民館事業の充実
(3) 歴史民俗資料館の整備・充実	歴史民俗資料館の整備・充実

# 第5章 地域の特色をいかした 自然と調和するまちづくり

## 第1節 | 産業

### 1 農業

- 大都市近郊における都市農業としての性格を持つ本市の農業の保全に努めるとともに、地産地消の推進や農業経営の近代化など、時代の要請に合った農業の創造を図り、魅力ある農業経営の確立を目指します。

(1) 農地の保全と生産基盤の整備	①農地の保全と有効活用 ②農業基盤の整備
(2) 魅力ある農業経営の推進	①農業の担い手の確保・育成 ②活力ある農業経営体の育成 ③農業生産の振興
(3) 時代のニーズに対応する農業の創造	①消費志向の変化に対応した作物への転換奨励 ②農のあるまちづくり ③地産地消の推進

### 2 商・工業

- 市内産業の活性化を図るため、市内で起業や創業を目指す人への情報提供や相談窓口の一本化を進めて新たな地域産業を育成し、地域経済の活性化と地元雇用の創出に努めます。
- 多摩都市モノレール延伸を見据え、商業地形成に向けた計画的誘導を行うとともに、企業誘致条例の対象拡大などを検討し、企業誘致を積極的に進めていきます。
- 地域の商店と大型店との共存共栄、連携を図るための仕組みの検討を進めるとともに、空き店舗等を活用した事業への支援を行うなど、地域の商業の活性化に努めます。
- 事業資金融資のあっせんや利子補給等を通じて、既存の商・工業の体質強化へ向けた支援を図りつつ、工業地域の基盤整備を推進します。

(1) 中小企業の体質強化	①資金融資制度の充実 ②商工会等との連携 ③産業の活性化 ④地場産業の振興 ⑤創業者への支援
(2) 商業の振興	①商業地形成に向けた計画的誘導 ②商店街活動への支援と地域経済の活性化 ③商業者への指導・助言の充実
(3) 工業の振興	①企業誘致の促進 ②異業種間交流の推進 ③工業地域の基盤整備

### 3 観光

- 新たな市のにぎわいの創出を目指して、市民だけでなく市外からの来訪者の確保を目的に、観光まちづくり協会と連携し、村山温泉「かたくりの湯」周辺を憩いの核として交流エリアの形成を行うなど魅力的で個性豊かな観光振興を促進します。

(1) 観光まちづくりの推進	①個性豊かな観光施策の推進 ②地域産業との連携 ③文化財の活用 ④魅力ある観光事業の推進 ⑤移動手段の確保 ⑥温泉施設の管理運営 ⑦狭山丘陵の活用
(2) 観光情報の発信	観光情報の発信

## 第2節 | 景観

### 1 都市景観

- 市民や事業者の景観への関心を高め、狭山丘陵のみどりや里山景観を保全しながら、周辺市街地が丘陵地の自然と調和した魅力的な景観となるよう、市民、事業者、東京都等と連携し、魅力的な景観づくりを推進します。

(1) 魅力ある街並み景観の形成	①市街地の景観整備 ②公共施設の景観整備 ③狭山丘陵景観重点地区の景観整備
------------------	---

### 2 水とみどりのネットワーク

- 残堀川や空堀川については、身近な親水空間としての緑化の推進や生物等にも配慮した多自然川づくりを東京都に要請するとともに、市内を流れる河川についても自然環境を保全することにより、狭山丘陵等のみどりの核を結ぶ水とみどりのネットワークづくりを推進します。

(1) 歩道・自転車道の整備	歩道・自転車道の整備
(2) 水辺空間の緑化	①河川緑化の推進 ②親水緑地広場の整備 ③多自然川づくりの推進

## 第3節 | 環境

### 1 自然環境

- 狭山丘陵等の貴重な自然を効果的に保全するとともに、河川等の自然環境の保全を図ります。

(1) 狭山丘陵を中心としたみどりの保全	①郷土のみどりの保全 ②農地の保全 ③生物多様性の保全
----------------------	-----------------------------------

### 2 公園・緑地

- 公園・緑地については、計画的な整備を進めていくとともに、管理において市民の自主的、主体的な参加を求め、地域に愛される公園・緑地としての維持管理を促進します。

(1) 公園・緑地の整備及び維持管理	①計画的な公園・緑地の整備 ②身近な公園等の整備 ③総合運動公園の整備 ④既設公園等の機能充実
(2) 市民・事業者との協働	①協働による公園・緑地の管理 ②民有地の緑化推進

### 3 地球温暖化対策

- ゼロカーボンシティの実現に向けて、地球温暖化対策や省資源・省エネルギー活動を促進するため、行政運営における取組を推進するとともに、市民及び事業者に対し、各種情報の提供や啓発活動などを行います。

(1) 地球温暖化の防止	①省資源・省エネルギー活動の推進 ②地球温暖化対策の推進
--------------	---------------------------------

### 4 公害対策・環境美化

- 環境の悪化を防ぎ、美しいまちづくりを推進するため、河川の水質の浄化、大気汚染の防止、騒音の防止、不法投棄対策等について、関係機関等との連携を一層深め、的確な対策を講ずるとともに、市民や事業者と一体となった取組を推進します。

(1) 水辺環境の保全	①水量確保対策 ②水質浄化対策 ③水辺の美化
(2) 生活環境の保全	①公害の未然防止 ②環境保全施策等の推進 ③市民意識の啓発
(3) 清潔で美しい環境づくり	①不法投棄防止 ②環境美化

# 第6章 計画の推進に向けて

## 第1節 | 行政運営

- 様々な課題に対して柔軟かつ的確に対応するため、市民、事業者と市の連携・協力を努め、分権型社会にかなったまちづくりに取り組むほか、計画的な行政運営を推進します。
- 行政改革大綱に基づく事務事業の見直しや行政機構の弾力的な運用、民間活用の推進などによって市民サービスの向上を図るとともに、多様化する市民ニーズへ対応します。
- あわせて、市民の利便性の向上と業務の簡素化・効率化を目的に、ICTの有効活用等を通じた電子自治体に向けた取組を推進します。

(1) 地方分権への対応	地方分権への対応
(2) 計画行政の推進	計画行政の推進
(3) 機能的な組織の形成	①新たな行政課題に対応する行政機構の確立 ②行政機構の弾力的運用
(4) 人事管理の適正化	人事管理の適正化
(5) 職員の資質向上	職員の資質向上
(6) 施策等の評価	施策等の評価
(7) ファシリティマネジメント(*16)等の推進	①ファシリティマネジメント等の推進 ②公共施設等の有効活用 ③大規模普通財産の活用
(8) 民間活用の推進	民間活用の推進
(9) 電子自治体の推進	①電子自治体の推進 ②庁内DXの推進

## 第2節 | 財政運営

- 限りある財源を有効に活用するため、行政評価制度を活用しながら最少の経費をもって最大の効果が図れるよう創意工夫を行うとともに、経常的な事務経費については施策や事務事業の見直しによる節減に努めるほか、政策的経費についてはスクラップ・アンド・ビルドを基本として、計画的かつ効率的な財政運営を推進します。
- 自主財源の柱である市税収入の確保に努めるとともに、財源確保に向けた取組を推進していきます。

(1) 適正な財政運営	①財源の計画的・効率的な運用 ②予算執行管理の効率化
(2) 財政基盤の充実	①自主財源の確保 ②依存財源の確保 ③受益者負担の適正化 ④基金の活用

## 第3節 | 広域行政

- 様々な分野において、複数の自治体で共同運営や連携した取組を実施することで、サービスの向上と経費の削減が可能となるため、近隣自治体との連携及び協力を一層推進します。

(1) 一部事務組合の運営体制の強化等	一部事務組合の運営体制の強化等
(2) 近隣自治体との連携	近隣自治体との連携

(\*16) ファシリティマネジメント：組織が持つ施設とその環境を、総合的に企画、管理、活用する経営活動

# 第7章 国土強靱化地域計画

## 第1節 | 国土強靱化地域計画

### 1 国土強靱化地域計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、我が国は未曾有の大災害を経験しました。

この教訓を踏まえ、国においては、平成25年12月に地震や風水害をはじめとする大規模自然災害等に備えるため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」が策定されました。

また、国は令和7年6月に、「第1次国土強靱化実施中期計画」を策定し、施策の一層の重点化を図るとともに、組織の枠を超えた施策連携強化型の国土強靱化を推進し、災害に屈しない強靱な国土づくりを目指しています。

本市においても、発生が懸念されている首都直下地震等に加え、近年各地で大きな被害が発生している台風や集中豪雨等による土砂災害や風水害に備えるとともに、迅速な復旧・復興に資する取組を推進する必要があります。

そこで、本計画の策定に合わせて、本章を「国土強靱化地域計画」（以下「本地域計画」という。）と位置付け、後期基本計画と一体的に策定します。

### 2 基本目標

「基本構想」で定める将来都市像「人と人との絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」の実現のためには、災害に強くしなやかなまちづくりの推進が不可欠です。そのため、将来都市像の実現に向けた取組と併せて、国土強靱化に関する各施策に取り組む必要があります。

本市では、次の4つの基本目標を設定して、本地域計画を推進します。

#### ◆ 国土強靱化地域計画の基本目標

- ① 人命を最重要事項として最大限の保護が図られること
- ② 生活インフラや行政等の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小に抑えられること
- ④ 迅速な復旧復興に取り組むことができる体制が確保されること

### 3 想定される自然災害

【地震】首都直下地震等（多摩東部直下地震、立川断層帯地震）

【風水害】土砂災害、河川氾濫、都市型水害、竜巻

## 4 推進目標

本地域計画の基本目標の達成のために事前に備えるべき目標として、国土強靱化の推進目標を次の6項目と設定します。

- A あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- C 必要不可欠な行政機能を確保する
- D 経済活動の致命的な機能不全を回避する
- E 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- F 社会・経済を迅速に、かつ持続可能な形で復興できる条件を整備する

# 第8章 デジタル田園都市構想総合戦略

## 第1節 | 総合戦略の概要

### 1 策定の背景

国は「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」を策定し、その実現に向けて総合戦略を令和4年12月に抜本的に改訂しました。この戦略では、デジタルの力を活用し、地域の個性を生かしながら地方の課題解決や魅力向上の取組を進めることが示されています。

地方公共団体もこれを踏まえて地方版総合戦略を策定することが求められており、本市でもデジタルを活用した地域課題解決の重要性から、国の方針を勘案しつつ地域の特性をいかした「デジタル田園都市構想総合戦略」を策定しています。

### 2 総合戦略の位置付け

長期総合計画は、行政運営における最上位計画であり、長期総合計画に基づき、対象となる分野の目標や目標の実現に向けた取組を明らかにするため、まちづくりの特定の分野に関する個別計画を策定し、各種事業を推進しています。

総合戦略においては、本市において、既に人口減少に転じている中、デジタルの力を活用した魅力的なまちづくり等により定住人口の維持を図るとともに、地域産業の活性化等による交流人口(\*17)・関係人口(\*18)の増加を図り、持続的な自治体運営を可能にしていくことが求められます。

これらの取組は長期総合計画による取組の一部と深く関連していることから、総合戦略を「第五次長期総合計画後期基本計画」と一体的に策定することで施策の整合性や実効性を確保してまいります。

### 3 総合戦略の計画期間

「第五次長期総合計画後期基本計画」と総合戦略を一体的に策定し、より効果的、効率的な施策展開や進捗管理を行うため、総合戦略の計画期間については「第五次長期総合計画後期基本計画」の対象期間と同様に、令和8年度から令和12年度までの5年間とします(図11参照)。

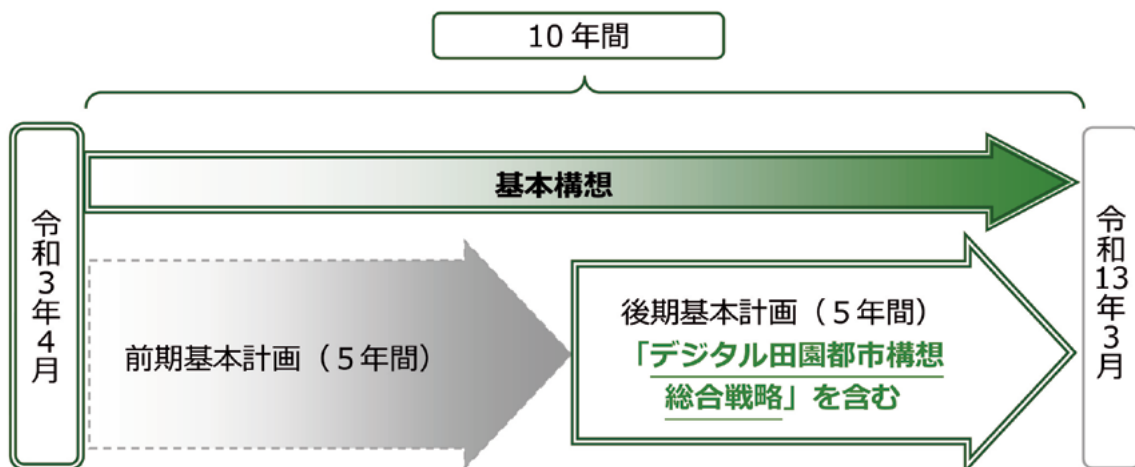


図11 総合戦略の計画期間

(\*17) 交流人口：通勤や通学、観光、レジャーなどでその地域に一時的に訪れる人々のこと。

(\*18) 関係人口：日常的な生活圏や通勤圏の外にある特定地域に対して、継続的かつ多様な形で関与し、その地域の課題解決や発展に寄与する人のこと。

## 第2節 | 総合戦略

### 1 基本目標

総合戦略では、長期総合計画後期基本計画に示した将来展望を実現するために講ずべき施策を示します。デジタル技術を活用しつつ、年少人口及び生産年齢人口の増加、交流・定住人口の増加を実現するため、次の4つの視点に基づき、3つの基本目標を掲げます（図12参照）。

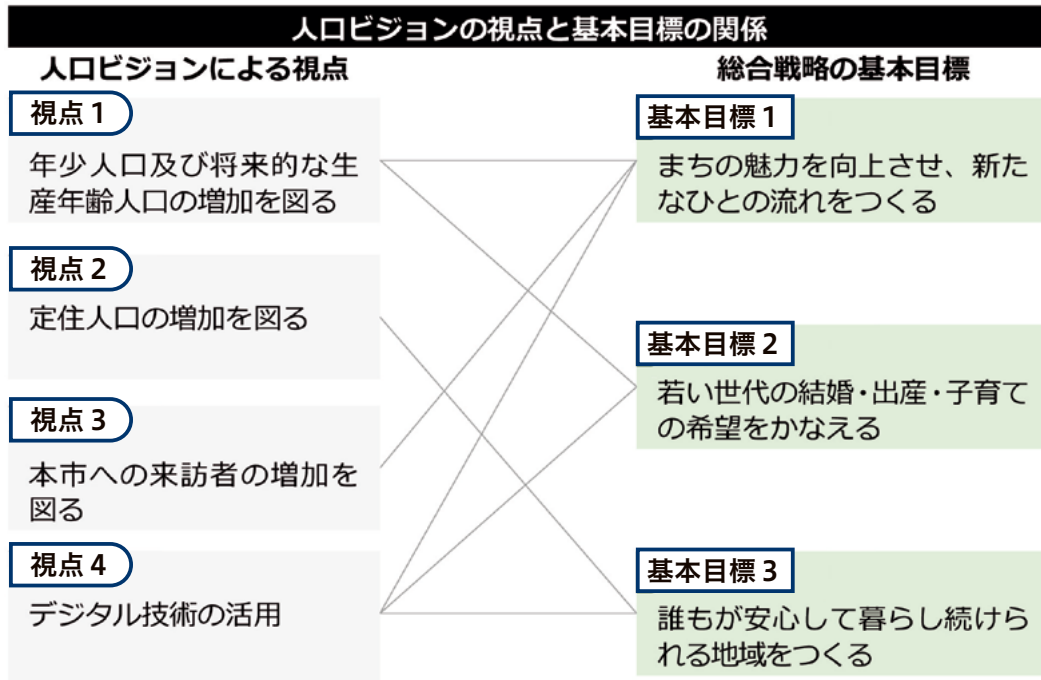


図12 人口ビジョンの視点と基本目標の関係

#### 〈基本目標の詳細〉

##### 基本目標1 まちの魅力を向上させ、新たなひとの流れをつくる

- 観光や就業などで市外から本市を訪れる交流人口や創業などで地域への愛着を持ち、継続的に関わり続ける関係人口を増やすとともに、本市の魅力を発信することで将来的に定住へとつなげることを目指します。
- そのため、シティプロモーションの推進や、創業支援や企業誘致等による「しごと」の創出、観光施策の推進、多摩都市モノレール延伸を見据えた魅力あるまちづくりや公共交通網の形成などに取り組み、地域の活性化と魅力の発信に努めます。

##### 基本目標2 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 本市では、合計特殊出生率が減少傾向で推移しており、出生者数も減少している状況です。こうした事態は、労働力・社会保障・地域活力の低下を招き、地域社会の持続性が危ぶまれることから、改善に向けて取り組んでいくことが求められています。
- そのため、結婚・出産・子育てへの一貫した支援を行い、さらには子育てと仕事の両立を図ることで、子どもを産み育てやすいまちづくりを目指します。
- 児童・生徒が豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるよう教育の質の向上や社会の変化に対応した教育に取り組めます。

### 基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられる地域をつくる

- 誰もが本市に住み続けたいと思うためには、健康で豊かな暮らし、便利な暮らし、そして、安心して過ごすことができる暮らしを実現することが大切です。
- 個々人の健康増進のみならず、地域コミュニティの強化・活性化を図ることにより、防災・防犯における共助や地域福祉の拡充はもとより、地域共生社会の実現を目指し、高齢者や障害のある人など、誰もが便利で安全・安心に暮らし続けられるまちづくりを目指します。

## 2 施策の体系

基本目標の実現に向けた、基本的方向に基づき、具体的施策を展開します。

基本目標	基本的方向
<p>① まちの魅力を向上させ、 新たなひとの流れを つくる</p>	<p>1 戦略的な情報発信</p> <p>2 創業希望者への支援</p> <p>3 産業の振興と雇用の促進</p> <p>4 時代のニーズに対応する農業の創造</p> <p>5 個性豊かな観光施策の推進</p> <p>6 利便性の高い公共交通網の形成</p> <p>7 にぎわいと活力のある魅力的なみち・まちづくり</p>
<p>② 若い世代の 結婚・出産・子育ての 希望をかなえる</p>	<p>1 結婚・妊娠・出産・子育てへの支援</p> <p>2 子育てしやすいまちづくり</p> <p>3 子どもの知力・体力の向上</p> <p>4 教育環境の整備</p>
<p>③ 誰もが安心して 暮らし続けられる 地域をつくる</p>	<p>1 利便性の向上に向けたまちづくり</p> <p>2 安心して暮らせるまちづくり</p> <p>3 健康でいきいきと暮らせるまちづくり</p>



武蔵村山市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

武蔵村山市第五次長期総合計画 後期基本計画 概要版

令和8年3月

発行:武蔵村山市 編集:武蔵村山市 企画財政部 企画政策課

〒208 - 8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1 TEL 042 ( 565 ) 1111 (代表)